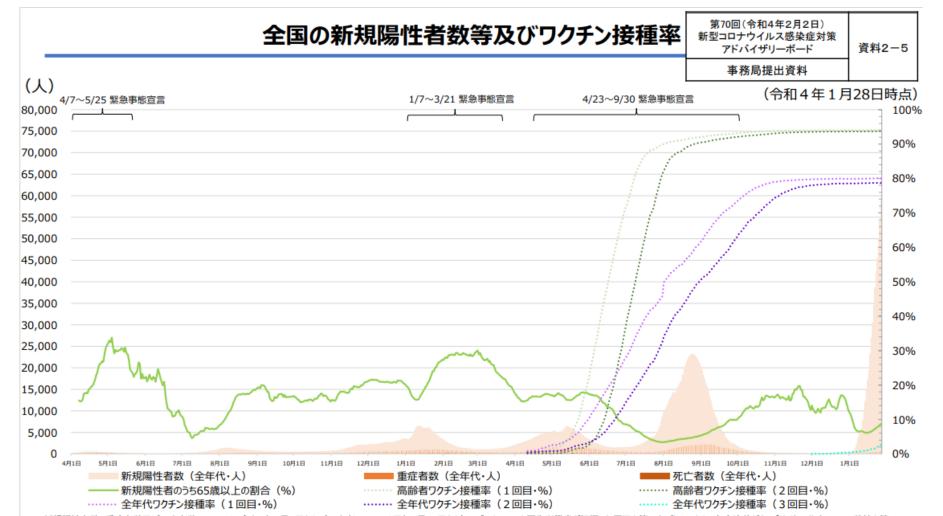
(1)追加接種のペースアップについて

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (2月2日) 資料



[※]新規陽性者数、重症者数及び死亡者数については、令和2年5月8日から(死亡者については同年4月21日から)、データソースを厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更。また、「新規陽性者数のうち65歳以上の割合」はHER-SYSに登録されている陽性者のうち、65歳以上の者の割合。新規陽性者数(全年代)および新規陽性者のうち65歳以上の割合は、直近7日間の移動平均の値。

[※]高齢者ワクチン接種率の算出においては、VRSへ報告された合計回数を使用。使用回数には、職域接種及び先行接種対象者のVRS未入力分が含まれていない。また、VRSに報告済みデータのうち、年齢が不明なものは計上していない。

[※]全年代のワクチン接種回数はいずれも首相官邸ホームページの公表データを使用(一般接種(高齢者含む)はワクチン接種記録システム(VRS)への報告を、公表日ごとに累計したものであり、医療従事者等、職域接種はワクチン接種円滑化システム(V-SYS)への報告を、公表日ごとに累計したもの。また、職域接種の接種回数は、V-SYSとVRSで一部重複があるため、総合計の算出に当たっては重複を除外した(職域接種及び重複は、各公表日の直前の日曜日までのもの。)。医療従事者等は、令和3年7月30日で集計を終了しているため、8月3日以降のデータについては、8月2日の公表値(=7月30日までの接種回数)。)。

[※]各接種率の分母については、「全年代ワクチン接種率」に関しては全人口(出典:令和3年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別))を、「高齢者ワクチン接種率」に関しては65歳以上人口(出典:令和3年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別))をそれぞれ使用。

接種実績(最新:2/7(月)公表)

これまでの総接種回数: 208,782,536回(令和4年2月7日公表)※1

增加回数: +1,463,374回(令和4年2月4日比)

(うち3回目接種完了者: +1,371,966回)

(総接種回数の内訳) ※2

| | | 全体 | | | | |
|--|-----------|-------------|-------|------------|----------|------------|
| | 土神 | | | うち高齢者 (65 | うち職域接種※3 | |
| | | 回数 | 接種率 | 回数 | 接種率 | 回数 |
| | 合計 | 208,782,536 | _ | 66,134,577 | _ | 19,390,507 |
| | うち1回以上接種者 | 101,422,080 | 80.1% | 33,128,036 | 92.6% | 9,740,492 |
| | うち2回接種完了者 | 99,894,922 | 78.9% | 33,006,541 | 92.3% | 9,650,015 |
| | うち3回接種完了者 | 7,465,534 | 5.9% | | | |

接種実績(ご参考:2/4(金)公表)

これまでの総接種回数: 207,319,162回(令和4年2月4日公表)※1

增加回数: +568,034回(令和4年2月3日比)

(うち3回目接種完了者: +542,310回)

(総接種回数の内訳) ※2

| | | 全体 | | | | |
|--|-----------|-------------|-------|--------------|-------|------------|
| | | ± m | | うち高齢者(65歳以上) | | うち職域接種※3 |
| | | 回数 | 接種率 | 回数 | 接種率 | 回数 |
| | 合計 | 207,319,162 | | 66,113,645 | _ | 19,390,507 |
| | うち1回以上接種者 | 101,375,787 | 80.0% | 33,117,658 | 92.6% | 9,740,492 |
| | うち2回接種完了者 | 99,849,807 | 78.8% | 32,995,987 | 92.3% | 9,650,015 |
| | うち3回接種完了者 | 6,093,568 | 4.8% | | | |

VRS日時別接種回数(2/7出力)

| 合計 | 7,465,534 | |
|-------|-----------|---------|
| 2月6日 | (日) | 227,655 |
| 2月5日 | (土) | 386,769 |
| 2月4日 | (金) | 448,381 |
| 2月3日 | (木) | 417,710 |
| 2月2日 | (水) | 438,785 |
| 2月1日 | (火) | 464,911 |
| 1月31日 | (月) | 258,685 |
| 1月30日 | (日) | 142,657 |
| 1月29日 | (土) | 298,320 |
| 1月28日 | (金) | 339,813 |
| 1月27日 | (木) | 250,332 |
| 1月26日 | (水) | 260,004 |
| 1月25日 | (火) | 247,575 |
| 1月24日 | (月) | 211,862 |
| 1月23日 | (日) | 77,617 |
| 1月22日 | (土) | 235,595 |
| 1月21日 | (金) | 291,061 |
| | | |

| 1月20日 | (木) | 183,447 |
|-------|-----|---------|
| 1月19日 | (水) | 185,210 |
| 1月18日 | (火) | 164,346 |
| 1月17日 | (月) | 123,713 |
| 1月16日 | (日) | 29,654 |
| 1月15日 | (土) | 147,079 |
| 1月14日 | (金) | 184,096 |
| 1月13日 | (木) | 101,022 |
| 1月12日 | (水) | 101,179 |
| 1月11日 | (火) | 74,967 |
| 1月10日 | (月) | 4,110 |
| 1月9日 | (日) | 13,810 |
| 1月8日 | (土) | 101,398 |
| 1月7日 | (金) | 83,790 |
| 1月6日 | (木) | 33,012 |
| 1月5日 | (水) | 24,003 |
| 1月4日 | (火) | 9,344 |
| 1月3日 | (月) | 546 |
| | | |

| 1月2日 | (日) | 404 |
|--------|-----|--------|
| 1月1日 | (土) | 203 |
| 12月31日 | (金) | 750 |
| 12月30日 | (木) | 8,826 |
| 12月29日 | (水) | 36,801 |
| 12月28日 | (火) | 61,016 |
| 12月27日 | (月) | 47,614 |
| 12月26日 | (日) | 6,517 |
| 12月25日 | (土) | 38,418 |
| 12月24日 | (金) | 99,170 |
| 12月23日 | (木) | 63,048 |
| 12月22日 | (水) | 62,102 |
| 12月21日 | (火) | 56,678 |
| 12月20日 | (月) | 49,779 |
| 12月19日 | (日) | 2,336 |
| 12月18日 | (土) | 20,841 |
| 12月17日 | (金) | 83,461 |
| 12月16日 | (木) | 45,568 |

| 12月15日 | (水) | 41,801 |
|--------|-----|--------|
| 12月14日 | (火) | 33,539 |
| 12月13日 | (月) | 30,448 |
| 12月12日 | (日) | 738 |
| 12月11日 | (土) | 6,520 |
| 12月10日 | (金) | 37,663 |
| 12月9日 | (木) | 14,993 |
| 12月8日 | (水) | 12,525 |
| 12月7日 | (火) | 11,163 |
| 12月6日 | (月) | 9,377 |
| 12月5日 | (日) | 566 |
| 12月4日 | (土) | 2,470 |
| 12月3日 | (金) | 9,360 |
| 12月2日 | (木) | 3,743 |
| 12月1日 | (水) | 4,638 |
| | | |

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携体制

総務省 新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部

本 部 長:総務大臣

本部長代理: 総務副大臣、総務大臣政務官

副本部長:総務事務次官、消防庁長官、自治財政局長、

地方連携総括官

本 部 員: 自治行政局長、自治稅務局長、地域力創造審議官、

大臣官房長、官房総括審議官、消防庁次長、

官房審議官(財政制度、財務担当)

幹 事:地域政策課長、地域振興室長、過疎対策室長

財政課長、財政課参事官、調整課長、地方債課長、財務調查課長、税務局企画課長、消防庁総務課長

総務省リエゾン: 60名程度

事務局:新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室(自治行政局)

室 長: 地方連携総括官

室長代理:地域政策課長(併)、地域振興室長(併)、過疎対策室長(併)、

調整課長(併)、地方債課長(併)、財務調査課長(併)、応援派遣室長(併)、

政党助成室長(併)

室 員:地域政策課職員(併)+専任職員

ワクチン接種や感染症対策等に関する 最新の情報を提供



自治体の取組状況や課題 をフィードバック

厚生労働省等の関係府省

※令和3年4月27日に立ち上げた 新型コロナワクチン接種地方支援本部を 令和3年7月1日に改組。 11月16日に金子総務大臣・本部長の下で開催、

令和4年1月12日に総理指示を受け開催

・ワクチン接種に向けた支援

・その他感染症対策等のための 連携・調整

> 都道府県 政令市 市区町村

全国知事会 全国市長会 全国町村会

自治体の取組状況や課題を 丁寧に聴取・把握

○ 令和3年12月17日 記者会見での岸田内閣総理大臣ご発言

昨日承認されたモデルナ社のワクチンを活用し、専門家の意見も伺った上で、医療従事者と高齢者約3,100万人の方々を対象として前倒しを行います。

具体的には、まず、医療従事者等や重症化リスクの高い高齢者施設入所者などについて、接種間隔を2か月前倒しし、6か月に短縮いたします。

加えて、<u>来年2月以降、その他の一般の高齢者について、接種間隔を1か月前倒しし、7か月に短縮いたします</u>。オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、ワクチンの重症化予防効果が比較的早く低下し、かつ、重症化のリスクが高い高齢者の方々を優先して、前倒しを集中させるとの判断をいたしました。お年寄りを守るため、国民の御理解をお願いいたします。

○ 令和3年12月17日 厚生労働省事務連絡(抜粋)

- 1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種
 - (1)対象者

市町村は、以下の者に対して、…初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

- ①…医療従事者等…
- ②…高齢者施設等…の入所者及び従事者、通所サービス事業所…の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者
- (2) 実施手順
 - …初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- 2. その他の高齢者に対する追加接種(令和4年2月以降の対応)

市町村は、1. (1)に掲げる者…以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

○ 令和4年1月11日 記者会見での岸田内閣総理大臣ご発言

- ・ ワクチンについては、1月・2月に山場を迎える、3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しに ついて、各都道府県における大規模接種会場の設置や接種場所の更なる確保などを通じて、ペースアップ を要請します。目途が立った自治体は、市中にある全国900万回分の未使用ワクチンなども活用して、 高齢者接種を更に前倒します。
- さらに、3月以降は、今般、追加確保したモデルナ1,800万人分を活用して、一般分についても前倒しします。国としても、自衛隊による大規模接種の設置など、自治体の取り組みを後押ししていきます。
- オミクロン株は若年層やお子さんの感染も多く見られます。12歳以上の若い方で、まだワクチン接種をしていない方はぜひ接種をお願いします。なお、これまでワクチン接種の対象となっていなかった、12歳未満の子どもについて、薬事など必要な手続を経て、希望者に対して、できるだけ早く、ワクチン接種を開始します。

○ 令和4年1月13日 厚生労働省事務連絡(抜粋)

「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」

- …ついては、本事務連絡及び12月事務連絡の内容について十分御了知及び関係機関等への周知の上、各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくようお願いいたします。
- 1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔について
 - ・・・・令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。
- 2. その他の者に対する追加接種の接種間隔について
 - ・・・・令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

「追加接種の速やかな実施について」

追加接種を速やかに行っていただくための基礎数値として、本日から厚生労働省のホームページにおいて、12月事務連絡及び1月事務連絡に基づく接種間隔の短縮を踏まえた各都道府県における各月の接種対象となり得る人数並びに各都道府県における追加接種の接種実績及び配布したワクチンの数を公表する。各自治体におかれては、こうしたデータを参考とし、追加接種の速やかな実施を図ること。

○ 令和4年1月31日 記者会見での岸田内閣総理大臣ご発言

- 現時点では全国の97パーセントの自治体が、2月末まで対象となる、希望される高齢者の方々への接種、予定どおり完了する見込みとなっています。今後どんどんペースアップしていくと考えております。
- ・ そして、高齢者以外の一般の方々についても、予約枠に空きがあれば、6か月の間隔が空いたならば、 順次、できるだけ多く、更に前倒しを行っていくよう、改めて自治体に要請いたします。

○ 令和4年1月31日 厚生労働省事務連絡(抜粋)

- 今般、追加接種の予約に比較的余裕のある自治体もあると伺っていることから、予約枠に空きがあれば、 これらの事務連絡の運用として、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種 間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。
- ・ この場合、初回接種から6か月以上が経過した者が、こうした運用の対象として可能な限り速やかに接種を受けることができよう、接種券の送付を早期に行うこと。
- ・ また、こうした接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、一部自治体の取組例(別添)も必要に応じて参考にしつつ、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討されたい。

総務省における新型コロナウイルス感染症対策等地方連携体制について

○ 新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部の取組

総務大臣の下、本部を開催し、ワクチン接種の前倒しが最大限進むよう、各自治体に対し、国・自治体・企業挙げての100万回目標への協力を要請しつつ、現場の声を丁寧に伺い、必要な後押しを進めるとともに、ワクチン接種以外の感染症への対応、感染症の下で明らかとなった地方の課題への対応のための自治体との連携・調整の体制を整備する。

○ 自治体、地方3団体との連携・支援

全ての都道府県の副知事、政令市の副市長と総務省幹部職員との連絡体制を活用し、ワクチン接種に向けた自治体支援とともに、その他感染症対策等のための自治体との連携・調整に取り組む。そうした中で、市区町村についても、必要に応じて取組状況や課題を伺いながら、都道府県と連携してサポートする。また、地方3団体とも連携・協力していく。

○ 厚生労働省等の関係府省との連携

厚生労働省等の関係府省から国の最新情報の提供を受け自治体に提供するとともに、総務省からも自治体の取組状況や課題等を関係府省にフィードバックするなど、国と自治体との連携・協力が円滑に行われるよう取り組む。